

三重県外の医療機関、助産所 各位

桑名市長 伊藤 徳宇
(公 印 省 略)

妊婦一般健康診査の実施について

平素は、桑名市の母子保健事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、三重県外で妊婦一般健康診査を受診された場合、償還払い制度にて対応しておりますので、お手数ですが受診者が持参する妊婦一般健康診査受診票について、下記のようにお取り扱いいただきますようお願いいたします。

不明な点等ございましたら、事務担当までご連絡ください。

記

1. 医療機関等におけるお取り扱い

妊婦一般健康診査を実施し、受診者より実費を領収した上で、「母子保健のしおり（妊婦一般健康診査受診票綴り冊子）」の「妊婦一般健康診査結果票」に結果等必要事項をご記入いただき、結果票〔A〕、〔B〕、〔D〕を受診者にお渡しく下さい。

※実施しなかった健診項目については、二重線で消すなどしてください。

※結果票〔C〕（医療機関控え）については、ご不要な場合は受診者へお返しください。

【参考】償還払い申請時に必要な書類

- ・妊婦一般健康診査結果票〔A〕 *医療機関等でご記入いただくもの
- ・領収書（コピー可）
- ・申請書 *受診者本人が記入。

2. 償還払い上限額等について

*妊婦一般健康診査結果票は、右上記載の「〇回」が順番通りでなくても使用することができますので、該当する検査を行った回の結果票にご記入ください。各回の検査項目は妊婦一般健康診査結果票をご覧ください。

【各回の償還払いの上限額】

(円)

結果票各回 『母子保健の しおり』発行年度	1回	2~5、 7、9回	6回	8回	10、 12~14回	11回
R6年度【2024】 上限額	23,910	5,160	17,870	7,590	5,060	13,220
R7年度【2025】 上限額	23,910	5,180	17,830	7,610	5,080	13,270
R8年度【2026】 上限額	24,050	5,280	17,850	7,630	5,100	13,370

事務担当

桑名市役所 子ども総合センター

〒511-8601

三重県桑名市中央町2丁目37番地

TEL 0594-24-1380

FAX 0594-24-5497